

Nishihara

PR Magazine

July.2021

～星に願いを～



みんなと
遊ぼうよ

コロナが早く
落ち着き
ますように

みんなの願いが
叶うように
なろうよ

60歳未満の基礎疾患を有する方、高齢者・障害者施設に従事する方の新型コロナウイルスワクチン接種のご案内

対象となる方は接種券の事前申請が必要です。希望する方は、下記まで接種券発行の受付をお願いします。

【受付期間】①7月1日(木)～7月8日(木) 【接種券発送時期】①7月9日(金)

②7月9日(金)～7月15日(木) ②7月16日(金)

※上記、受付期間後は、お問い合わせごとに随時発送いたします。

【受付先】☎080-9850-9476 または☎080-9850-9472

※お掛け間違いのないようお願いします。

受付時間 9:00～12:00 13:00～17:00(土日休日除く)

「基礎疾患」の基準について

①以下のいずれかの病気や状態で通院または入院している方です

1. 慢性の呼吸器の病気
2. 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病(肝硬変等)
5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病、または他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
7. 免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。)
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
11. 染色体異常
12. 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
13. 睡眠時無呼吸症候群
14. 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している場合/精神障害者保健福祉手帳を所持している場合/又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)



②基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方

※BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)

※BMI 30以上の目安: 身長170cmで体重87kg、身長160cmで77kg

申請にあたっての確認事項

60歳未満の基礎疾患を有する方

- ・基礎疾患に該当するか分からない場合は、かかりつけ医等にご確認ください。
- ・基礎疾患を有する方は、事前にかかりつけ医等に相談のうえ、ワクチン接種をご判断ください。
- なお、基礎疾患の有無の確認はご本人の自己申告となります。診断書等の提出は不要です。
- ・町外のかかりつけ医で接種する場合は、接種券を随時発送いたします。

高齢者・障害者施設に従事する方

- ・接種には勤務先の施設等から発行された証明書が必要です。接種当日にご持参ください。(様式は町HPをご確認ください)

ダイヤハツ車展示会
7/17(土)・7/18(日)

西原自動車販売は
頭金は0円～OK!
お支払い回数は
分割120回までOK!
ボーナス払いナシもOK!

タントカスタムX
月々16,700円～OK!

夏のダイヤハツ展示会に遊びに来てね!

ウェイク
GターボレジャーエディションSA3
月々17,300円～OK!

※表示価格は税込です。*写真はイメージです。
実際の車とグレードの違う場合がございます。

車検付きメンテナンス
(軽自動車)2年分
53,000円(税込)

*自賠責保険料・重量税・印紙代別
*追加整備費用は含まれません

サンエー西原シティむかい 西原町小郡269番地
西原自動車販売株式会社 ☎098-945-4737 新車販売・車検
一般整備・钣金

新型コロナウイルスワクチン接種についてお知らせ

新型コロナウイルスワクチン接種について、60歳以上の方につきましては、接種券(黄色の封筒)を発送してしますので、接種券をご確認のうえご予約(web予約又はコールセンターに電話)いただきますようお願いいたします。

また、60歳未満の基礎疾患を有する方、高齢者・障害者施設に従事する方は接種券の事前発行が可能となります。60歳未満の方については、60歳以上の方の接種終了見込みが経ち次第、ご案内いたします。

なお、接種については無料(公費負担)で、対象となるすべての町民が接種できるように体制を整えますので、予約がすぐにとれなくてもご安心ください。

集団接種

日程: ①7月27日(火)

受付時間: 13:00～16:00

定員: 300名

②8月8日(日)

受付時間: 午前 8:30～11:30

午後 13:00～16:00

定員: 600名

会場: 西原町保健センター(西原町役場庁舎内)

予約: 7月14日(水) 9:00開始

※接種券が届いてからの予約になります。

※定員に達し次第、予約受付締切となります。

電話予約(コールセンター)

☎098-911-9174

※お掛け間違いのないようお願いします。

web予約

<https://jump.mrso.jp/473294/>



web予約

混雑状況によっては電話・Webが繋がりにくいことがあります。しばらく時間を置いてお試しください。

個別接種

医療機関	月	火	水	木	金	土	日
玄米クリニック	○	○	○		○	○	
SAKU整形クリニック	○	○	○		○	○	
城間医院	○	○	○	○	○	○	
太田小児科医院	○	○	○	○	○	○	
ゆいゆい内科クリニック	○						○
いちょう内科あしとみ	○	○		○	○		
ハートライフクリニック	○	○	○	○	○		
アドベンチスト メディカルセンター	○	○	○	○	○		
あいわクリニック	○	○	○		○	○	
とうま内科 (098-946-3799)	○	○	○	○	○		
しらかわ内科(*) (098-944-3550)	○	○	○		○		

予約はコールセンターで受付します(*以外)。各医療機関へ直接電話することのないようお願いします。

とうま内科は医療機関で予約をとることも出来ます。

しらかわ内科・町外の医療機関で接種を希望する場合は、各医療機関にお問い合わせ下さい。

しんぞと内科は、接種体制が整い次第、HP、QABデータ放送でお知らせします。

【台風等の影響による集団接種の実施判断について】

台風等の影響による集団接種の開催判断は、集団接種日程の前開庁日の、午後2時に決定します。

その際、予約者への中止等の個別連絡はせず、西原町ホームページ、QABデータ放送、防災無線で周知しますので、ご確認をお願いします。

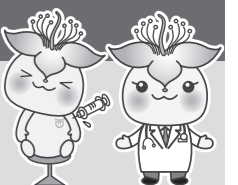
※前開庁日とは→(例)集団接種7月4日(日)⇒7月2日(金)



【健康支援課新型コロナワクチン接種対応プロジェクトチーム】

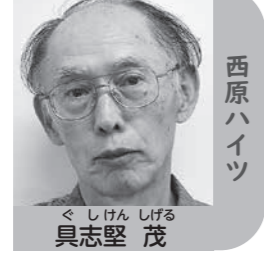
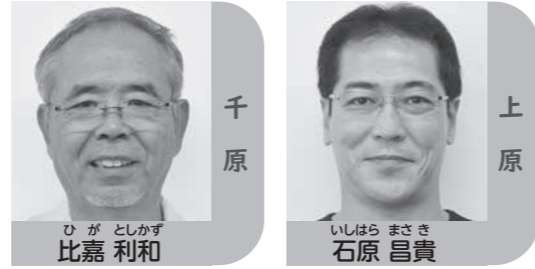
☎ 098-911-9174 FAX 098-946-6086

受付時間 9:00～12:00 13:00～17:00(土日休日除く)



みなさんの自治会長です!

ご協力よろしく申し上げます



自治会は、住民が協力しながら地域の共通課題を解決して、地域をより良くしていこうという住民総意により結成されています。各自治会が地域と行政を繋ぐパイプ役として、連携を図りながら幅広く活動しています。

- 1 安全安心の活動**
地域の安全を守るため、交通安全の街頭指導や夜間パトロールへの参加、災害時の避難場所、子どもたちの居場所づくりなどを行っています。
- 2 福利厚生(住民の親睦)の活動**
住民相互の連絡、夏まつり・敬老会等の開催や、いいあんべ事業(デイサービス)などを行っています。また、各種募金の取りまとめも行っています。
- 3 環境整備の活動**
活動の場となる集会所の運営・管理、児童公園や拝所の清掃など、区民の皆様が施設を利用しやすいよう環境整備の活動を行っています。
- 4 行政連携の活動**
広報にしはらの配布や関係機関からのポスター掲示、各種広報物の配布の協力などを行っています。また、放送による周知を行っています。

各種サークル等の開催や子ども会、青年会、婦人会、老人クラブなどの活動サポートも行っています。

各自治会の公民館・集会所について

幸地公民館	字幸地202	☎944-7088	嘉手苺公民館	字嘉手苺68	
幸地ハイツ自治会事務所	字幸地996-1		小那覇公民館	字小那覇397	☎946-0748
棚原公民館	字棚原67	☎946-4766	平園公民館	字与那城300	☎944-3030
徳佐田公民館	字徳佐田43	☎946-3788	兼久公民館	字兼久1	☎911-7316
森川コミュニティセンター	字棚原581-1	☎945-2080	与那城区事務所	字与那城11	
千原自治会	字千原254-12	FAX946-1350	美咲区公民館	字我謝241-3	
上原自治会コミュニティセンター	字上原1-23-8	☎944-4027	我謝公民館	字我謝463-1	☎946-9051
翁長公民館	字翁長132	☎944-3231	西原ハイツ自治会集会所	字安室199-15	
坂田自治会会館	字翁長468	☎946-5332	安室自治公民館	字安室61	
呉屋区自治会コミュニティセンター	字呉屋56	☎945-6211	桃原構造改善センター	字桃原59-1	
津花波農村集落総合管理施設	字津花波23	☎944-2878	池田自治会公民館	字池田79	☎944-5574
西原台団地自治会事務所	字津花波464-9		小波津集落センター	字小波津90	☎945-8942
小橋川公民館	字小橋川26	☎945-8375	小波津団地ふれあいセンター	字小波津233-126	☎946-4822
内間公民館	字内間29	☎946-4647	県営西原団地自治会集会所	字小波津44	☎927-3226
県営内間団地自治会事務所	字内間411-2	☎946-4804	幸地高層住宅自治会事務所	字幸地981	☎946-4725
掛保久公民館	字掛保久29		坂田高層住宅自治会事務所	字幸地146-1	☎946-5151

【お問い合わせ】 総務課 総務係 ☎098-945-5011

障害児福祉手当・特別障害者手当制度

この制度は身体又は精神に著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方に県が手当を支給する制度です。

支給対象者	
特別障害者手当 (月額 27,350円)	障害児福祉手当 (月額 14,880円)
20歳以上の在宅の障がい者で、福祉事務所長の認定を受けた方。 なお、以下の場合は対象となりません。 (1) 施設に入所(通所を除く)している場合。 (2) 病院又は診療所に3ヶ月以上入院している場合。	20歳未満の在宅の障がい児で、福祉事務所長の認定を受けた方。 なお、以下の場合は対象となりません。 (1) 施設に入所(通所を除く)している場合。 (2) 政令で定める公的年金を受給している場合。

※手当を請求する方、又は同居している配偶者及び扶養義務者の前年所得が一定金額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。
※申請手続きには認定請求書、所得状況届、所得証明書、戸籍謄本(抄本)、住民票謄本、認定診断書など必要書類がありますので事前にご連絡ください。

【お問い合わせ】健康支援課 障がい支援係 ☎098-945-5013 南部福祉事務所 地域福祉班 ☎098-889-6364

太田小児科 病児保育料の一部免除について

6月に今年度の税額が決定したことで、7月から病児保育料の一部免除の適用が変更されます。

①非課税世帯→非課税世帯 手続きの必要はありません。 7月から一部免除になります。	申請の必要 なし
②非課税世帯→課税世帯 手続きの必要はありません。 7月からは一部免除はありません。	申請の必要 なし
③課税世帯→非課税世帯 こども課窓口で手続きの必要があります。 手続きをした日から一部免除になります。	申請の必要 あり

①と③に該当する方のうち、令和3年1月1日に西原町に住所がなく、令和3年度町民税非課税の方で7月以降も利用料助成を受けたい方は、所得証明書の提出が必要です。
非課税が確認できない場合は7月以降の免除ができません。

【お問い合わせ】
こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311



小波津弾痕の残る石塀
※向かって左が南東側石塀、右が北東側石塀

住宅が建ち並び、人々が平和に暮らしている西原町。そのほば中ほどにある小波津集落に、大小様々な穴の残る石塀が存在します。令和三年五月一日、その石塀が、西原町の指定文化財(史跡)となりました。

「小波津弾痕の残る石塀」です。

石塀は一九三五(昭和一〇)年に建造されたもので、この石塀に残る大小様々な穴は一九四五(昭和二〇)年の沖繩戦の時に受けた銃弾の跡です。

この石塀に囲まれた小波津家の屋敷は戦時中、旧日本軍の宿舎として利用されていました。屋敷の入口側にあたる南東側の石塀には、四角状に空いている部分がありますが、そこは旧日本軍が機銃を据える「銃眼」として使用



七六年前の記憶を残す石塀

するために石を外したといわれています。また、同面には米兵が刻んだと思われる英字が残っています。この他に、道路に接する北東側の石塀には現在幅約二mの範囲で修繕された部分が確認できます。ここはかつて米軍が入り口を作るためか、積石が取り外されていたようです。

一九四五(昭和二〇)年四月二八日、二九日には小波津集落内で、五月四日の未明には小波津川沿いで激しい戦闘が行われました。

小波津家の屋敷もこの影響を受け、建物も焼失しましたが、石塀は残りました。石塀には多くの撃ち込まれた弾丸の跡が、今も生々しく残っており、沖繩戦の激しさを物語っています。

戦争に関する遺跡が町指定の史跡となったのは、「旧西原村役場壕」に次いで二件目となります。

沖繩戦時下の西原は、旧日本軍と米軍が死闘を繰り広げた激戦地です。今年で戦後七十六年となりますが、沖繩戦当時の西原で何があったのか、その記憶を残す石塀をきっかけに考えてみませんか。

※「小波津弾痕の残る石塀」は個人住宅です。敷地内には立ち入らず、静かに見学してください。

お問い合わせ
文化課 文化財係
☎944-4998

わたしたちの話題 Topics in the Town



イベント
フォトギャラリー

5月
25日
(火)

町商工会新会長に
下地氏が選出!



5月25日に令和3年度町商工会通常総代会が開催され、任期満了に伴う役員選出において、新会長に下地浩之(しもじひろゆき)氏が選任されました。

下地会長は「商工会の基本理念である、会員の皆様の支援、地域振興の推進をしっかりと達成するために、3年間全力で取り組んでいきます」と意気込みを話しました。

5月
18日
(火)

愛の贈りもの
医療従事者への飲料水寄贈



(一社)沖縄県建設業協会 浦添・西原支部(名嘉太助(なかにすけ)支部長)より、新型コロナウイルスワクチン集団接種に携わる医療従事者へ500mlペットボトルの飲料水800本の寄贈がありました。

名嘉太助支部長は「ワクチンの集団接種を行うにあたり、日々頑張っている医療従事者の皆様へ支援が出来ればと思った。今後も継続して支援していきたい」と話しました。

崎原盛秀町長は「医療現場で頑張っている方を支援したいという皆様の思いが大変嬉しい。感謝しています。」とお礼を述べました。

5月
27日
(木)

春の叙勲(旭日双光章)受章伝達式



西原町長を3期12年務めた上間明(うま あきら)前町長が、これまでの功績により、春の叙勲(旭日双光章)を受章し、町役場において伝達式が行われました。

上間前町長は「叙勲を受ける年代になったのかと思うと嬉しい限りです。この受章においては、町民の皆様の理解と協力が大前提のものであり、町民に対してもらった章だと思ふ。町民とともに喜びたい」と町長時代を振り返り、改めて町民の皆様に対する感謝を述べました。

崎原盛秀町長は「12年間苦勞も多かったと思う。町民の皆様のおかげという、感謝の姿勢に敬意を表します。私も見習っていきなさい」と長年の功績を称えました。

他に3名の町内在住者が叙勲を受章しています。
瑞宝双光章 田本 浩一(たもと ひろかず)氏(字幸地)
比嘉 正男(ひが まさお)氏(字小波津)
第36回危険業務従事者叙勲
瑞宝単光章 島尻 剛(しまじり つよし)氏(字津花波)
※新型コロナウイルス感染症の影響により、各関係機関において伝達を行ってあります。

6月
1日
(火)

西原中学校 応援団結成!!



西原中学校では、コロナ禍でも頑張っている生徒や、地区大会などに出場する選手を応援しようと生徒会を中心に、応援団が結成されました。

中頭地区中体連に出場する選手の激励会では、応援団から出されたフレーズに吹奏楽部が曲を付けた作詞作曲の応援歌をリモートで披露しました。

応援されて嬉しかったという経験から、頑張っているみんなを応援したいと応援団に参加した団長の玉城大夢(たまきひろむ)さんは「自分の全力を出し切って頑張ってもらいたい!」と中体連に挑む仲間へエールを送りました。





集団健診は確実に予約を!



【特定健診、胃・肺・大腸がん検診】

場 所 西原町保健センター(西原町役場) 受付時間 8:00~10:00

自己負担額 特定健診:(20代・30代)1,300円、(40歳以上)無料
胃がん:1,000円 肺がん:400円 大腸がん:600円
料金修正⇒心電図:1,430円 眼底:1,100円 貧血:550円



予約申込み先 沖縄県健康づくり財団(電話番号:098-889-6492)
*予約受付時間8:30~16:00

日程	対象行政区	電話予約期間	Web予約期間
7月15日(木)	兼久、与那城、我謝、美咲	~7/12(月)まで 予約は健康支援課へお電話ください	
8月14日(土)	すべての方が対象です	7/19(月)~7/21(水)	7/1(木)~7/14(水)

※集団健診の年間計画については、ホームページまたは健診ガイドをご確認ください。

今年もやります!10,000円分商品券を見逃すな!!
毎年受診のあなたと新規受診のあなたは当選確率アップの大チャンス。

Q 「10,000円分商品券」って何ですか!?

A 特定健診を受診すると、10,000円分商品券が当たる抽選に参加できます。

Q 私も参加できますか?

A 西原町国民健康保険加入者のうち、40歳から74歳までの方が対象です。

Q 私は特定健診を受けたことがあります。抽選対象になりますか?

A 令和3年4月1日から令和3年10月31日の期間内に、集団健診・個別健診・人間ドックいずれかの方法で特定健診を受診することが条件です。

Q 4月にクリニックで受診しました!結果を役場に持って行けばよいですか?

A 役場への受診報告等は不要です。期間内に受診された方は自動的に抽選対象となります。

抽選は令和4年1月頃の予定です。当選者にはご自宅宛に商品券を郵送します。当選者の発表は行いません。

来月号では、R2年度特定健診受診率自治会報奨制度の結果発表を行います!

特定健診の受診状況 (令和3年6月1日現在)

受診率	33.7%
【比較】前年度同時期	38.0%
令和2年度受診率目標	60.0%
目標まであと	1,405人

SMS(ショートメッセージサービス)による特定健診等のご案内

西原町国民健康保険に加入されている皆様へ、ショートメッセージサービスによる特定健診お知らせメールを送信します。
健康支援課電話番号「098-945-4791」から送信されます(ソフトバンク除く)。

【お問い合わせ】健康支援課 保健予防係 ☎098-945-4791

相続 遺言 お悩みではありませんか?

~専門家が解決方法をご提案します~
相続・遺言のことなら何でもご相談下さい。完全個室の相談ブースを完備していますのでゆっくりとご相談いただけます。(要予約)



相続・遺言の相談は無料です!

司法書士法人 きゃん事務所

代表司法書士 喜屋 武 力
与那原町東浜23番地2(ローソン与那原東浜店となり)
TEL 882-8177 営業時間 平日AM 9:00~PM 5:30

相続・遺言に関することならこちら→
<http://souzokuigon-okinawa.com/>

「相続・遺言おきなわ.com」

QRコードか「相続 遺言 きゃん」で検索してアクセス

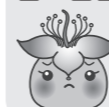
健康だより!

上手に付き合おう!子どもとスマホ

コロナ禍のおうち時間でも大活躍のスマートフォンやパソコン、テレビなどのデジタル端末(以下、スマホとします)ですが、使用方法によっては以下のように子どもの心の発達や眼の健康に影響を及ぼす恐れもあります。

視力の発達を妨げる

乳幼児期は視力が発達する重要な時期です。小さな平面の画面を長時間見ると、視力の発達が妨げられてしまいます。



近視*の要因

*遠くのが見えづらくなる
30分以上連続して30cm未満の近距離のものを見続けることで近視が進行します。



睡眠障害*や心身の成長発達に影響

*眠れない/寝すぎる、眠い/朝起き、夜眠れない
特に夜、スマホの強い光を浴びると睡眠障害をきたす恐れがあるといわれています。生活リズムの崩れは、子どもの心の安定や体の発育成長に影響します。



乳幼児は人とのやり取りで言葉を覚え、近くや遠くを見ることで視力や眼球の動きを発達させます。そのため、以下の点に気を付けましょう。



- 30分に1回は目を休める
- 見る対象を30cm以上離して見る
- 戸外活動を1日1時間増やす
- 夜のスマホの使用を控える

太陽光を浴びることは
・子供の心身発育に好影響
・近視進行のリスクを抑える



この機会に大人もスマホの使用を見直してみませんか?
家族でスマホを上手に利用するルールを決めましょう!

【お問い合わせ】健康支援課 保健予防係 ☎098-945-4791

保健カレンダー

事業名	月 日	対象者(生年月日)	受付時間	場 所
ベビースクールII(オンライン)	7月2日(金)	R3.1.1~R3.2.28	13:30~14:00	オンラインにて実施
3歳児健診	7月8日(木)	H29.12.13~H30.1.19	13:00~15:00	西原町役場保健センター
乳児一般健診	7月10日(土)	R2.9.1~R2.9.22, R3.1.27~R3.2.15	13:00~14:40	西原町役場保健センター
ベビースクールI(オンライン)	7月14日(水)	R3.1.1~R3.2.28	13:30~14:00	オンラインにて実施
1歳半健診	7月15日(木)	R1.9.18~R1.10.22	13:00~15:00	西原町役場保健センター
ベビースクールIII(オンライン)	7月20日(火)	R3.1.1~R3.2.28	13:30~14:00	オンラインにて実施

★乳幼児健診及びベビースクールにおいては対象のお子さまには健診日の2~3週間前までには通知をお送りします。
★対象者数によっては人数の調整のため対象となる生年月日が変更となる場合があります。健診の通知が届いているか確認をお願いします。

医療法人 和み会

城間 医院

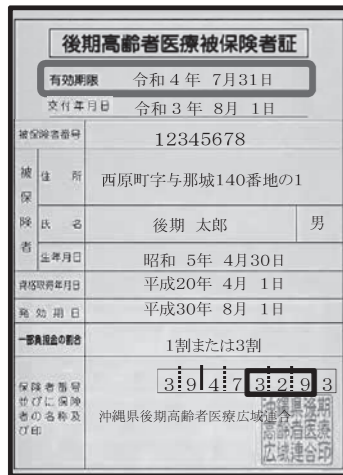
西原中学校向かい
電話:(098)945-4551

内科

胃・大腸カメラ
生活習慣病 など

心療内科

心の不調
睡眠障害 など



75歳以上の方へ

後期高齢者医療保険

令和3年8月から保険証が切り替わります

今お持ちの保険証は8月1日からは使用できません

新しい保険証について

- 有効期限は令和4年7月31日です。
- 新しい保険証を7月下旬までに郵送します。
- 8月からは新しい保険証を医療機関等の窓口へ提示してください。
- 色(ピンク)の変更はありません。

保険料軽減制度の改正について

① 均等割額の軽減割合について、割合が変更になります。

令和2年度 7.75割軽減	→	令和3年度 7割軽減
------------------	---	---------------



② 均等割額の軽減措置判定基準所得が改正されます。

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額等
7割軽減	「43万円+(給与所得者等 [※] の数-1)×10万円」以下の世帯
5割軽減	「43万円+(給与所得者等 [※] の数-1)×10万円+28.5万円×世帯に属する被保険者数」以下の世帯
2割軽減	「43万円+(給与所得者等 [※] の数-1)×10万円+52万円×世帯に属する被保険者数」以下の世帯

※給与所得者等とは
 ・一定の給与所得者(給与収入55万円超)
 ・公的年金等に係る所得を有するもの
 (公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超 または、65歳以上で110万円超)

③ 職場の健康保険などの被扶養者だった方の軽減措置について

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(健康保険組合や共済組合等)の被扶養者だった方は、被保険者になった月から2年間は、保険料の均等割額が5割軽減されます。(所得割額は課せられません。)

※ただし、低所得者について、上記①②の軽減対象となる方は、そちらの均等割軽減措置が適用になります。

【お問い合わせ】 福祉保険課 後期高齢者医療係 ☎098-911-9163
 沖縄県後期高齢者医療広域連合 ☎098-963-8012

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の皆様 はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧施術利用券を発行しています。

対象者 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方で、末しょう神経疾患または運動器疾患により医師の診療を受けたことがある方。ただし、現在、当該疾患により療養費給付を受けている場合は、利用できません。

助成内容 1回施術につき800円の助成(利用券)で、一人あたり年間6回(令和4年3月31日まで利用可能)
 ※ただし、国民健康保険加入者について資格喪失後は、利用できません。

申請方法 国民健康保険証または、後期高齢者医療被保険者証(ピンク)と印鑑(スタンプ印不可)を持って、福祉保険課 窓口までお越しください。利用券を交付します。

【お問い合わせ】 福祉保険課 国民健康保険係・後期高齢者医療係 ☎098-911-9163

令和3年度の国民健康保険税について

国保税の納税通知書は7月中旬ごろお届けします。



国民健康保険税は「みなさまの医療費」を支えるための大切な税です。期限内での納付をお願いします。

納税義務者は世帯主です

国保税(対象年齢は0歳以上~75歳未満)は世帯主が法的に納税義務者となります。世帯主が国保加入者でない場合も同様で、この場合は「擬制世帯主」と呼び、擬制世帯主の所得は国保税の算定には含まれませんが、減額措置の算定には含まれます。

令和3年度の国保税の計算方法

下記の項目A、B、Cのそれぞれの『所得割額』、『均等割額』、『平等割額』の合計が今年度の国保税額となります。

	A医療分 最高額：630,000円	B支援金分 最高額：190,000円	C介護分(40歳~64歳) 最高額：170,000円
所得割額	所得割算定基礎額 ^{※1} の7.85%	所得割算定基礎額 ^{※1} の2.85%	所得割算定基礎額 ^{※1} の2.30%
均等割額	国保加入者数×19,300円	国保加入者数×6,800円	40~64歳の加入者数×7,300円
平等割額	22,300円(世帯ごと)	8,500円(世帯ごと)	40~64歳の加入者がいる世帯 5,300円

※1「所得割算定基礎額」：給与所得・公的年金等の所得の合計所得金額から43万円を控除した額

低所得世帯に対する減額措置

国保税には、国保加入世帯の前年分の総所得金額等が一定金額以下の世帯に対して、均等割額と平等割額が減額されます。(申請不要)



ただし、世帯員の中に
町県民税未申告者がいる場合は軽減されません。
所得がない場合でも必ず申告しましょう!

軽減割合	該当世帯の合計所得
7割軽減	43万円+(給与所得者等の数 [※] -1)×10万円以下
5割軽減	43万円+(給与所得者等の数 [※] -1)×10万円+28.5万円×(国保加入者数)以下
2割軽減	43万円+(給与所得者等の数 [※] -1)×10万円+52万円×(国保加入者数)以下

※給与所得者等とは
 ・一定の給与所得者(給与収入55万円超)
 ・公的年金等に係る所得を有するもの(公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超、または、65歳以上で110万円超)

国保税を納めたいけど納められない、そんな時にはまず相談!

納付が困難な場合は、分割納付や減免制度がありますので、早めにご相談ください。お仕事等で開庁時間内に来られない方でも、平日(月~金)午後7時まで徴収員が対応いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により国保税の納付が困難になったら・・・

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯については減免制度があります。詳しくは当初納付書に同封される案内または、町のHPでご確認ください。

国保税を滞納すると、保険証が交付されないだけでなく、延滞金の加算、財産(給与や預金、自動車等)を差し押さえることがあります。ご注意ください。



納付できないからといって放って置かないで、
早めに窓口で相談してね!

【お問い合わせ】 福祉保険課 賦課徴収係 ☎098-911-9163



令和3年5月31日現在 人口：(男)17,875人 (女)17,621人 (男女計)35,496人 世帯数：15,162世帯

さとうきび農家の皆さん！必見！

古株更新補助、奨励品種の夏植種苗受取などの申請を受け付けています。【受付期間】7月1日(木)～7月30日(金) 詳しくは、下記まで連絡相談等お願いします。



産業観光課 ☎(945)4540 JAおきなわ西原支店 ☎(945)5225

青い羽根募金にご協力ください

毎年、海の日を中心として、7月1日から8月31日までは「青い羽根募金」の強調月間となっています。この募金は船舶の遭難や海洋レジャー事故の際の人命救助及びその訓練、機材の購入等に活用されます。町民のみなさまのご協力をよろしくお願いいたします。



問(募金先) 公益社団法人 琉球水難救済会 ☎(868)5940

農業者年金について

国民年金の第1号被保険者で60歳未満、年間60日以上農業に従事している方は、だれでも加入できます。詳細は農業者年金基金のホームページをご覧ください。



問 農業委員会 ☎(945)5281 JAおきなわ西原支店 ☎(945)5225

所得税及び復興特別所得税の 期限8月2日(月) 予定納税(第1期分)の納税をお忘れなく。

前年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告等に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の1/3相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月分(第2期分)に納めることとなっています。この制度を「予定納税」といいます。

予定納税額は、確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和3年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。

第1期分の予定納税の減額申請をする場合には、令和3年7月15日(木)までに、「予定納税額の減額申請書」に必要事項を記載した上、所轄税務署に提出してください。

詳しくは 国税庁で 検索

あなたのおうち、登記地目が「畑」になっていませんか？

住宅が建っているにも関わらず、登記簿の地目が「畑」になっている土地が多く確認されています。(特に「市街化区域」内の住宅) 地目が「畑」の土地を転用(農地以外の目的に利用)する場合、農地法に基づく手続きが必要ですが、なされていない可能性があります。「宅地」として課税されていても、登記簿の地目は自動的に変わりません。

4月に税務課から通知された「納税通知書」をご確認いただき、登記地目が「畑」にも関わらず、課税地目が「宅地」や「雑種地」になっている土地については、手続きがなされていない可能性がありますので、下記までご相談ください。

【お問い合わせ】 西原町農業委員会 ☎098-945-5281

ガーデニングセミナー受講者募集！



7月19日(月) 沖縄市開催/受講料:無料 対象者:西原町内在住の60歳以上の方

詳しくは シルバー人材センターへ

高齢者活躍人材確保育成事業 (公社)沖縄県シルバー人材センター連合 浦添市伊祖1-33-1 (098)871-0330



Advertisement for exterior painting and waterproofing services. Includes text: '目録の感謝を込めて 外壁塗装・屋根防水工事 毎月先着5名様 無料見積!! 無料相談!! 一級塗装技能士・一級ウレタン防水技能士・建築士のいるリフォーム店!' and '塗装・防水・外構 リフォーム工事の専門店! 感謝 ちゅららペイント TEL 945-7170'.

65歳以上のみなさん！ 介護保険広域連合からの通知をご確認ください！

7月から令和3年度介護保険料普通徴収の納付がはじまります。保険料のおさめ方は、①年金天引き(特別徴収)または、②納付書で納付(普通徴収)の2通りあります。

- ①特別徴収 偶数月に支払われる年金から天引きされます。対象者 高齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円以上の方
②普通徴収 介護保険広域連合から送付される納付書で納期ごとに納めます。対象者 ・年度途中で65歳に到達された方 ・年度途中で他市町村から転入された方 ・年度初め(4月1日)に年金を受給されていなかった方 ・年度途中で所得の更正等があり、介護保険料額の変更があった方 ・高齢福祉年金受給者

介護保険料を滞納すると、介護サービス利用の際に、負担割合が3割または4割になる等の制限があります。納め忘れのないよう よろしくお願ひします。



【第8期介護保険事業計画(令和3～5年度)の介護保険料について】

介護保険広域連合では、給付実績と介護保険サービスの見込み量によって市町村を3つのランクに分け、所得水準に応じて12段階に設定しています。詳しくは介護保険広域連合HP又は健康支援課窓口にてパンフレットをご確認ください。

【新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方へ】

- ①②に該当する時は、減免制度を利用できる場合があります。
①世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡または重篤な傷病を負った場合
②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が事業収入、不動産収入、給与収入など、収入の種類ごとに前年と比べて10分の3以上の減少が見込まれる場合

令和3年度よりコンビニでも納付できるようになりました。時間や曜日気にせず納付が可能となりましたのでぜひご利用ください。(令和3年7月1日以降に発行したものに限り)



【お問い合わせ】 沖縄県介護保険広域連合 会計課 賦課徴収担当 ☎098-911-7503 西原町役場 健康支援課 介護支援係 ☎098-945-4791

国民年金保険料の免除申請受付中！(令和3年7月～令和4年6月)

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が、一定の金額以下であれば申請者本人が免除を受けることができます。免除を受けることで、将来の年金受給権の確保・万が一の事故などで障害を負った時の障害年金の受給資格を得ることができます。未納を放置せずご相談ください。

必要書類

- 本人が申請する場合：身分証明書
●代理人が申請する場合：代理人の身分証明書・印鑑・委任状
※免除の申請は、過去2年分(申請月の2年1か月前の月分)までさかのぼって申請することができます。
※離職された方は、別途離職票などの証明書類が必要になる場合があります。

【お問い合わせ】 町民課 住民年金係 ☎098-945-5012 日本年金機構 浦添年金事務所 ☎098-877-0343

Advertisement for donations and fund-raising. Includes text: '愛の贈りもの ふるさとづくり寄付金へ 西原町新型コロナウイルスいまーる募金へ' and photos of people receiving donations.

Advertisement for Sanri Form Okinawa plumbing services. Includes text: '《西原町給水工事指定店》 台所・浴室・トイレ 水廻りのリフォーム 水道管取替え工事 お見積り調査無料!!' and a map showing the location in Seigawa-cho.

生涯学習だより



石臼も使って 豆腐つり! 体験講座

シンメー鍋もあるよ~



日時: 令和3年8月7日(土) 9:00~13:00
 場所: 西原町中央公民館(ホール1階)
 対象: 西原町在住・在勤・在学一般
 定員: 先着40名(定員に達し次第終了)
 材料費: 400円
 持ち物: エプロン・三角巾・マイ汁椀・マイスプーン・飲み物
 申込期間: 令和3年7月15日(木)~29日(木)
 公民館窓口にて受付 ※材料費も一緒に徴収します。

【お問い合わせ】西原町中央公民館 ☎098-945-3657

西原町かけっこ教室

~より速く、カッコよく走ろう!~

◆日時: 8月7日(土)・8月8日(日) 9:00~11:00
 ◆場所: 西原町民陸上競技場
 ◆対象: 西原町在住の小学生 60名 **参加無料**
 ◆講師: 砂川 力也 氏(琉球大学教育学部保健体育講座 准教授)
 ◆申込: 所定の申込に必要事項を記入の上、西原町民体育館に持参するかFAXにてお申込みください。
 ◆申込期間: 7月14日(水)~7月16日(金) 9時~17時(12時~13時及び祝日除く)
 ※定員に達し次第締め切ります。
 ※新型コロナウイルス感染症の感染状況により中止となる場合があります。

【お問い合わせ】西原町民体育館 ☎098-945-8095 FAX098-945-8096

☆子どもアドベンチャー☆

~自然の中で思いっきり楽しもう!!~

日時: 令和3年8月13日(金)~15日(日) 雨天決行
 主催: 沖縄県立石川青少年の家 沖縄県教育委員会
 募集: 小学4年生~6年生の児童 20名程度
 ※「保護者説明会」への親子同伴参加が応募条件となります。
 費用: 7,000円/一人あたり
 ※海洋レジャー体験料金等
 ※保護者説明会の際に納入
 申込: 令和3年7月30日(金)~8月6日(金) 9:00~17:00
 ※8月2日は休所日のため受付不可
 備考: 保護者説明会は8月8日(日) 15:00~16:30
 石川青少年の家 大研修室にて行います。
 参加費用と保険証のコピーの持参をお願いします。
 ※詳細な内容に関しては、石川青少年の家のHPをご確認ください。

【お問い合わせ・申し込み】石川青少年の家 ☎098-964-3263 担当: 石原

図書館からのお知らせ

●7月のおすすめ本

- | 《児童》 | 《地域》 | 《一般》 |
|------------|--------|-----------|
| ・うみべのステラ | ・海神の島 | ・海の日 |
| ・海辺のともだち | ・海の太陽 | ・夏休み |
| ・ウミガメものがたり | ・海の微睡み | ・竜宮城と七夕さま |

●7月の休館日 ※都合により休館日等が変更になることがあります。

5日(月)、12日(月)、15日(木)、19日(月)、20日(火)、26日(月)

【お問い合わせ】西原町立図書館 ☎098-944-4996

新型コロナウイルス感染症対策にも安心便利で確実な口座振替をオススメします!

納め忘れにご注意!

種目	納期限	口座振替日
固定資産税(2期)	8月2日(月)	
国民健康保険税(1期)	8月2日(月)	7月26日(月)
後期高齢者医療保険料(1期)	8月2日(月)	7月15日(木)
介護保険料(1期)	8月2日(月)	7月15日(木)
学校給食費(5月分)		7月12日(月)
保育所保育料(7月分)		7月12日(月)



令和3年度 県営住宅入居募集のしおりの配布について

県営住宅の入居募集のしおりを配布しています。
 入居を検討されている方は指定の配布場所で受け取ってください。
 ※配布部数に限りがありますのでご了承ください。

- ◆配布・入居申込受付期間◆
7月5日(月)~16日(金) ※当日消印有効
- ◆配布場所◆
総合案内窓口・建設部 都市整備課(2F)

お問い合わせ 沖縄県住宅供給公社 ☎917-2206

町内相談機関 ~悩みは抱え込まず、お気軽にご相談ください~

総合相談

日常生活のあらゆる相談に乗ります。
 ※電話相談にも応じています。また、17時以降は留守番電話で受け付けます。
 ※予約優先 時間/10時~16時(12時~13時を除く)

☎ 福祉相談...生活のための手段や生活費に関する相談、ひとり親家庭の悩み相談

🔥 障害福祉なんでも相談...障害のある方や、発達に気になる方、その家族などが抱える悩み・困りごとに関する相談

💧 法律相談...人権・財産・離婚問題など法的トラブルに関する相談(相談時間:13時~16時)

🔪 司法書士相談...不動産相続や贈与、借金問題、遺言や公正証書等の相談(相談時間:13時~16時)

👛 消費生活・家庭相談...訪問販売、契約のトラブル、親子・夫婦間の悩み、近隣トラブルなどのお悩み相談

問合せ 西原町社会福祉協議会
 事前予約 ☎945-3651 FAX946-6777
 電話相談 ☎835-8822(※17時以降、留守番電話)

教育相談

不登校の児童・生徒や保護者への支援や助言を行います。

相談日時 月~金曜 9時~16時(12時~13時を除く)
 問合せ 教育相談室(西原町中央公民館内) ☎944-3603

行政相談

国などの行政機関に対する苦情や要望に関する相談に応じます。

相談日時 個別に調整となります
 相談員 新垣朝憲
 問合せ 行政苦情110番 ☎0570-090-110
 総務部総務課 ☎945-5011

人権相談

いじめ、DVなど人権に関わることの相談に応じます。

相談日時 個別に調整となります
 相談員 与那嶺 等、島袋和徳、呉屋勝司、奥濱幸子
 平良 明、安田純子
 問合せ 総務部総務課 ☎945-5011

高齢者の方の相談全般

高齢者やそのご家族などからの介護や保健、福祉に関する相談に応じます。

相談日時 随時 ※事前にお電話でご予約をお願いします。
 問合せ 西原町地域包括支援センター ☎882-0117

雇用相談

就職に関するお悩みをひとりひとりにあったかたでサポートし、お悩みを解決します。

相談日時 随時
 問合せ 西原町雇用サポートセンター(産業観光課内) ☎945-4540

無料相談 ★相続のことなら安心しておまかせ下さい!

相続・土地、建物 会社の登記・法律相談

けだもと 慶田元司法書士事務所

営業時間: 月~土 8:30~18:00
 ※日・祝日及び時間外の対応も可
 西原町棚原1丁目22番地25(ローソン棚原店うら)
 ☎098-944-2582 ☎090-8291-4095



そらうみ法律事務所 SORAUMI LAW OFFICE

西原ICから車で8分 サンエー経塚シティすく近く
 離婚・相続・不動産・借金等、お気軽にご相談ください
 沖縄弁護士会所属 弁護士 鈴木 穂人・弁護士 長尾 大輔

浦添事務所 〒901-2102 沖縄県浦添市前田1061番地グランドツール・グスク3号室
 tel. 098-988-0217 fax. 098-988-0219

相談料 30分 3,300円

「浦添 弁護士」で検索

◆避難情報等発令基準が見直されました◆

＝避難勧告と避難指示の一本化＝

※避難勧告は廃止です。

【変更後】

～命の危険、直ちに安全確保～

警戒レベル

新たな避難情報等

5



きん きゅう あん ぜん かく ほ
緊急安全確保※1

〈警戒レベル4までに必ず避難！〉

～危険な場所から全員避難～

4



ひ なん し じ
避難指示※2

～危険な場所から高齢者等避難～

3



こう れい しゃ とう ひ なん
高齢者等避難※3

【変更前】

これまでの避難情報等

災害発生情報

(発生を確認したときに発令)

・避難指示(緊急)
・避難勧告

避難準備・
高齢者等避難開始

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではないので、発令を待ってはいけません。

※2 避難指示は、災害対策基本法改正前の避難勧告のタイミングで発令されます。

※3 警戒レベル3「高齢者等避難」は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

避難所に行くことだけが避難ではありません。『避難』とは、『難』を『避』けることです。

指定避難所への『立ち退き避難』

安全な親戚・知人宅への『立ち退き避難』

屋内安全確保『垂直避難』



【お問い合わせ】生活環境安全課 生活安全係 ☎098-945-5018

西原町がんばる事業者応援金給付について! 申請受付中

西原町では新型コロナウイルス感染症の影響に伴う沖縄県の緊急事態宣言等の影響により、売上高が減少した中小企業・個人事業主を支援するために、沖縄県の営業時間短縮要請の対象外となっている事業者に対して、応援金を給付しています。

【対象者】①令和2年1月1日時点で西原町内に主たる事業所を有し、今後も事業を継続する予定の者

②沖縄県営業時間短縮要請の対象外となっている中小企業・個人事業者

③新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年の1月から5月までのうち、任意の3ヶ月の売上高の合計が、前年同月の3ヶ月の売上高の合計と比べ20%以上減少している者。

【給付額】1事業者あたり、一律10万円(1事業者につき1回限り)

【申請期間】令和3年6月1日～令和3年8月31日まで

【申請方法】西原町ホームページをご覧ください。

町HP



【お問い合わせ】産業観光課 商工観光係 ☎098-945-4540

国民健康保険・後期高齢者医療 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について

期間が延長
されました

支給対象者 下記のすべての条件を満たす方

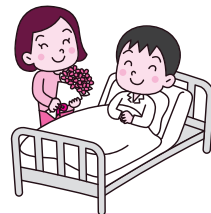
- ・国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療制度被保険者
- ・新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなかった方
- ・勤務先から給与等の支払いを受けている方

支給対象日数 労務に服することができなくなった日から起算して4日目以降就労ができない日数

支給額計算 直近3か月間の給与収入等の合計額÷直近3か月間の就労日数×2/3×支給日数

適用期間 令和2年1月1日から令和3年9月30日の間で労務に服することができない期間

※ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで



【お問い合わせ】福祉保険課 国民健康保険係・後期高齢者医療係 ☎098-911-9163